

# 平成29年度 登録について

一般財団法人 山梨陸上競技協会事務局  
財務委員会

## 1 登録の対象

山梨陸上競技協会に所属する下記の者が陸上競技の公式の行事に関わる場合、全ての者が登録をしなければならない。

- ① 日本陸上競技連盟及び山梨陸上競技協会が管轄する競技会(行事)に参加する個人及び団体
- ② 山梨陸上競技協会へ所属する団体

- ・各郡市陸上競技協会
- ・高等学校体育連盟陸上競技部
- ・小中学校体育連盟陸上競技部(中学校の学校単位、地域又は広域のクラブ)
- ・小学生連合(小学校の学校単位、地域又は広域のクラブ)
- ・実業団
- ・山梨マスターズ
- ・企業・地域・愛好家で作る陸上競技団体

\* 1団体の構成人数は、5名以上必要です。

\* 新規登録希望団体は山梨陸協事務局まで電話またはメールで問い合わせること。

## 2 登録の期日

- ・平成29年度の初回登録は平成29年5月19日(金)までに完了する。
- ・以後随時受け付けるが、各大会の申込締切日の1週間前までに登録すること。
- ・高校生登録：前期=4月30日、後期=10月31日
- ・中学生登録：7月31日
- ・平成29年度の最終の登録締切は平成29年12月22日(金)です。
- ・下記の大会の参加選手については、締切日までに登録を済ませること。

大会名	締切日	対 象
日本選手権(6月24日~26日)	5月15日	日本選手権出場者
国体~12月の大会	8月20日	一般・高校・中学
山梨県一周駅伝	大会要項による	一般・高校・中学
都道府県対抗駅伝大会	11月28日	一般・高校・中学

## 3 登録料(1人の料金)

一般登録(10名以上)	1,800円
一般登録(5名以上、9名以下)	2,800円
一般登録(個人登録)	3,300円
高校生	900円
中学生、定時制高校生	500円
小学校	無 料

\*注

\*注

\*注 : 小学生、中学生、高校生を含まない人数

#### 4 登録の方法

- ・ 小学生の登録を除き、平成23年度(中学生は平成24年度)からWebによる登録になりました。「登録マニュアル」に基づいて登録作業を行って下さい。  
なお、平成29年度からは、Windows XPのPCからはアクセスできません。
- ・ **個人登録については、山梨陸協のホームページより申し込んでください。**ホームページを参照できない場合には、下記までお問い合わせください。
- ・ **新規登録の団体、及びアカウントコード、パスワードを紛失した団体は下記まで問い合わせてください。**

【問い合わせ先】 (財)山梨陸協事務局 電話&FAX 055-251-4581

メール rikukyo@yamanashi.email.ne.jp

#### 5 登録料の振込先

銀行名：山梨中央銀行本店営業部

口座名義：山梨陸上競技協会財務委員会 代表 志村 文夫

口座番号：普通 1977523

※ 振込先の間違が多いので、再度確認すること。

※ 登録料等、現金は事務局では取り扱わないので、注意すること。

※ 登録料を振り込んだら、必ず送金連絡表に振り込み済みの領収書のコピーを添付して事務局宛てに郵送、FAX(055-251-4581)又はメールすること。

#### 6 高校生の登録

- ・ 学校の部活動に所属しない高校生は一般扱いで登録できるが、インターハイ予選などの高体連主催の大会には出場できない。
- ・ 通学している学校とクラブの両方に登録できる(二重登録)。この場合、同一競技会には、いずれか一方でのみ出場できる。高体連主催の大会には学校所属でないと出場できない。  
両者は常に連携し、選手の活動の妨げにならないような配慮をする。

#### 7 中学生の登録

- ・ 学校の部活動に所属しない中学生は一般扱いで登録できるが、中体連主催の大会には出場できない。
- ・ 通学している学校とクラブの両方に登録できる(二重登録)。この場合、同一競技会には、いずれか一方でのみ出場できる。中体連主催の大会には学校所属でないと出場できない。  
両者は常に連携し、選手の活動の妨げにならないような配慮をする。

#### 8 小学生の登録について

##### ①正式に認可するクラブの定義

- ・ 対象は地域(広域)で作るクラブ、または学校内クラブとする。
- ・ 役員や指導組織、会則を持ち、年間計画的に活動する団体であること。  
尚、一つの大会のために地域から選手を選抜して結成する場合はクラブと見なさない。

##### ②登録された団体は、特別の大会を除き登録番号が割り振られる。(別紙)

##### ③指導者および役員は小中学生とともに団体登録すること。

##### ④指導者や役員は公認審判員の資格を取り、競技会では審判員として大会の運営にあたらなければならない。